

第 9 回

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会

会議資料【当日配付資料】

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて【協定項目 7】

日時 平成 16 年 11 月 10 日（水）午後 1 時 30 分

場所 白河市役所 正庁

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	No. 7	議会の議員の定数及び任期の取扱い
調整方針		

1. 4市村の現況

白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
人 口 47,685人 (平成12年国勢調査)	人 口 7,464人 (平成12年国勢調査)	人 口 4,886人 (平成12年国勢調査)	人 口 6,013人 (平成12年国勢調査)
法定定数 26人	法定定数 18人	法定定数 14人	法定定数 18人
条例定数 24人(現員24人)	条例定数 14人(現員14人)	条例定数 12人(現員12人)	条例定数 14人(現員14人)
任 期 H13.5.10~H17.5.9 (参考:H17.5.10~H21.5.9)	任 期 H16.2.1~H20.1.31	任 期 H16.4.10~H20.4.9	任 期 H16.2.8~H20.2.7

2. 基本的な考え方

新設合併の場合、合併に伴い4市村の法人格は消滅するため、合併関係市町村の議会議員は全員失職する。
このため、地方自治法第91条の規定に基づく法定定数内での設置選挙を行うか、合併特例法第6条、同法第7条の規定に基づく定数特例又は
在任特例を適用するか協議しなければならない。

3. 議会議員の定数及び任期の取扱いについての内容比較

区 分	選択肢 1	選択肢 2	選択肢 3
	合併特例法の特例措置を適用しない場合	定数特例を適用する場合 (合併特例法第6条)	在任特例を適用する場合 (合併特例法第7条)
1 議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職するが、合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任 期	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で、協議で定める期間

区 分	選択肢 1	選択肢 2	選択肢 3
	合併特例法の特例措置を適用しない場合	定数特例を適用する場合 (合併特例法第6条)	在任特例を適用する場合 (合併特例法第7条)
3 定 数	<p>地方自治法第91条第2項の規定に基づく市町村の人口区分ごとの上限を超えない範囲内で、合併関係市村の協議により、あらかじめ定めた定数。</p> <p>○平成12年国勢調査人口 白河市 47,226人 表郷村 7,464人 大信村 4,886人 東 村 6,013人 合 計 65,589人</p> <p>○地方自治法第91条第2項の定数 人口5万人以上10満人未満の市 30人</p>	<p>設置選挙において、当該選挙による議員の任期（4年間）に限って、地方自治法第91条第2項に規定する上限数の2倍まで定数を増加させることができる。 (合併特例法第6条第1項)</p> <p>○地方自治法第91条第2項 人口5万人以上10満未満の市 30人 × 2 = 60人</p> <p>※留意事項 ① この特例による定数は、解散又は総辞職により議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条第2項の定数に復帰する。 ② この特例による場合も、合併特例法の特例措置を適用しない場合と同様に、あらかじめ定数を定める必要がある。</p>	<p>合併関係市町村の議員数が、地方自治法第91条第2項の定数を超えるときは、当該数をもって合併市町村の議会の議員の定数とする。</p> <p>※留意事項 ① この特例による場合、議員に欠員が生じ、又は議員が全てなくなったときは、これに応じてその定数は、地方自治法第91条第2項の規定による定数に至るまで減少する。 ② この特例による場合も、合併特例法の特例措置を適用しない場合と同様に、合併関係市町村の協議により、あらかじめ定数を定める必要がある。</p>
4 選挙期日	新市設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	新市設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙は行わない
5 補欠選挙の適用	有	有	無
6 選挙区	<p>条例で選挙区を設けることができる。 (公職選挙法第15条第6項)</p> <p>[参考] 新設合併において、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。(公職選挙法施行令第9条)</p>	<p>条例で選挙区を設けることができる。 (公職選挙法第15条第6項)</p>	

【参考資料】

□ 特例適用の状況

(1) 在任特例を適用

市町村名・協議会名	都道府県名	合併年月日	特例定数 (法定数)	特例期間	市町村名・協議会名	都道府県名	合併年月日	特例定数 (法定数)	特例期間
南部町	山梨県	H15.3.1	30 (18)	1年8ヵ月	千曲市	長野県	H15.9.1	53 (30)	1年8ヵ月
加美町	宮城県	H15.4.1	49 (18)	2年	富士河口湖市	山梨県	H15.11.15	44 (26)	1年11ヵ月
神流町	群馬県	H15.4.1	22 (14)	1年11ヵ月	いなべ市	三重県	H15.12.1	60 (26)	2年
南アルプス市	山梨県	H15.4.1	93 (30)	1年11ヵ月	本巣市	岐阜県	H16.2.1	49 (26)	1年8ヵ月
山県市	岐阜県	H15.4.1	48 (26)	1年1ヵ月	かほく市	石川県	H16.3.1	44 (26)	1年2ヵ月
静岡市	静岡県	H15.4.1	72 (56)	2年	あわら市	福井県	H16.3.1	34 (26)	1年4ヵ月
大崎上島町	広島県	H15.4.1	29 (22)	2年	安芸高田市	広島県	H16.3.1	73 (26)	9ヵ月
東かがわ市	香川県	H15.4.1	42 (26)	2年	壱岐市	長崎県	H16.3.1	62 (26)	2年
宗像市	福岡県	H15.4.1	38 (30)	1年7ヵ月	対馬市	長崎県	H16.3.1	90 (26)	1年3ヵ月
あさぎり町	熊本県	H15.4.1	54 (22)	1年1ヵ月	田村地方5町村合併協議会	福島県	H17.3.1 予定	69 (26)	1年2ヵ月
周南市	山口県	H15.4.21	78 (34)	2年	会津若松市・北会津村合併協議会	福島県	H16.11.1 予定	46 (34)	2年6ヵ月
瑞穂市	岐阜県	H15.5.1	35 (26)	1年8ヵ月					

(2) 定数特例を適用

市町村名・協議会名	都道府県名	合併年月日	議員定数		
			現 行	特 例	法 定
佐渡市	新潟県	H16.3.1	142	60	30
郡上市	岐阜県	H16.3.1	90	30	26
三次市	広島県	H16.4.1	97	38	30
西予市	愛媛県	H16.4.1	78	31	26

(3) 特例を適用しない

市町村名・協議会名	都道府県名	合併年月日	備 考
飛騨市	岐阜県	H16.2.1	
京丹後市	京都府	H16.3.1	
下呂市	岐阜県	H16.3.1	
御前崎市	静岡県	H16.4.1	
高島地域合併協議会	滋賀県	H17.1.1 予定	
今治市・越智郡11ヵ町村合併協議会	愛媛県	H17.1.16 予定	
会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会	福島県	H17.10.1 予定	

(4) 在任特例を適用した場合の、特例期間中の議員報酬の取扱い

市町村名・協議会名	都道府県名	合併年月日	特例定数（法定数）	特例期間	議員報酬の取扱い
大崎上島町	広島県	H15.4.1	29（22）	2年	同規模団体の例を基本に調整する。
東かがわ市	香川県	H15.4.1	42（26）	2年	現行報酬とする。
周南市	山口県	H15.4.21	78（34）	2年	現行報酬（4市町別）とする。 ※新市において、徳山市の報酬（最高額）とすることで条例可決。
千曲市	長野県	H15.9.1	53（30）	1年8ヵ月	更埴市（最高額）の報酬に統一。
富士河口湖市	山梨県	H15.11.15	44（26）	1年11ヵ月	現行報酬とする。
いなべ市	三重県	H15.12.1	60（26）	2年	現行報酬とする。
かほく市	石川県	H16.3.1	44（26）	1年2ヵ月	現行報酬とする。
あわら市	福井県	H16.3.1	34（26）	1年4ヵ月	現行報酬とする。
安芸高田市	広島県	H16.3.1	73（26）	9ヵ月	現行報酬とする。
壱岐市	長崎県	H16.3.1	62（26）	2年	現行報酬とする。
対馬市	長崎県	H16.3.1	90（26）	1年3ヵ月	現行報酬とする。
田村地方5町村合併協議会	福島県	H17.3.1 予定	69（26）	1年2ヵ月	現行報酬をもとに調整する。
会津若松市・北会津村合併協議会	福島県	H16.11.1	46（34）	2年6ヵ月	現行報酬とする。

□原則及び特例等の効果と課題

平成の合併では、地方分権を推進するなか基礎的自治体としての基盤の強化と効率的な行財政の運営が求められている。
 先進事例も含め、議員の身分取扱いでは、財政の効率化と地域住民（有権者）の声を反映させる立場をどう構築していくかが課題となっている。

区分	効果	課題
設置選挙 (原則)	①合併構成市町村が多いほど議員数が削減される。 ②議員選挙が、市長選挙と併せて実施できるため選挙経費が節減できる。 ③最初の選挙においては、小選挙区を設けた場合、人口に比例しないで定数を定めることができる。	①合併前より住民の声が行政に届きにくくなる恐れがある。 ②また、地域審議会や総合的支所機能など新市の行政システムの在り方とも深く関わってくる。
定数特例	①小選挙区の設定など比較的人口の少ない地域でも議員を出すことが可能となる。 ②議員選挙が、市長選挙と併せて実施できるため選挙経費が節減できる。 ③最初の選挙においては、小選挙区を設けた場合、人口に比例しないで定数を定めることができる。	①在任特例よりは議員数は少なくなるが、依然として行政経費の節減にはつながらない。 ②議場改修など大幅な費用負担が想定される。
在任特例	①地域住民の声を行政に十分に反映させることができる。 ②特に、合併後における住民不安の解消や地域バランスの確保を図ることができる。	①首長など特別職が失職する中で、一時的ではあるが議員数は削減されず、行政経費の削減につながらない。 ②特例期間終了後の議員選挙となり、市長選とは別々となり、選挙経費が増える。 ③議場改修など大幅な費用負担が想定される。

□ 特例等の主な決定理由

1. 在任特例を適用した理由

- あきる野市：議員として今後のまちづくりを見届けたい。
 篠山市：議員の任期はわずかしかなかったが、議員発議で協議会をつくった経緯もあり、一年間ぐらいは地域のこを見届けたい。年金特例がなかった。
 千曲市：合併前の議員が新市建設計画の実施状況を一定の期間見届けることが、新しいまちづくりのスタート時に必要と考えた。新市建設計画に沿った、1年間を通した最初の予算でもある平成16年度の終了する平成17年3月議会で確認した後、1ヶ月猶予した平成17年4月末日とした。
 東かがわ市：合併前の各町の行政を熟知した現議員が合併後の新町建設計画お円滑な実施に参画し、新しいまちづくりの進捗を現議員の責任で見届ける。
 加美町：制度上、町長が失職するため、合併を進めてきたもう一方の車輪である議会議員が、合併後の過渡期の一定期間在職し、合併協議の経過を踏まえて、新町の事務事業執行に対して責任を持つことが不可欠である。合併で「住民の意見が行政に届きにくくなる」との懸念もあり、地域審議会等が機能するまでの間は、地域の声を新町政に反映する役割は、主に議会議員が担う必要がある。新町の予算及び決算の審査を通じて、新町の事務事業執行に責任を持ち、さらに地域の声を反映させることを考慮すると、合併1年目の決算審査(H16.9)を踏まえた3年目の予算審査(H17.3)まで行うことが適当であり、在任期間としては2年が適当である。

2. 定数特例を適用する理由

- 佐渡市：地域審議会を設置するため、在任特例は適用しない。ただし、議員数の激変するのを避けるために定数特例を適用する。
 郡上市：規模の小さな村の急激な変化に配慮するため、旧町村の区域ごとの小選挙区制度を採用し、各選挙区の定数を協議しながら、なるべく定数に近い人数にするため定数特例を適用する。

3. 特例を適用しないとする理由

- 今治市：住民は、合併に行政経費の軽減や行財政の効率化に最も期待を寄せており、議員定数においても合併の原点に立ち経費節減効果の高い地方自治法の原則を適用する。
 京丹後市：住民意識調査の結果、住民が合併に期待することの中で、行政経費の削減への期待が多かったことを重視した。
 西近江市：合併による財政面での効果である、人件費の削減の観点から、特例を適用させるのは、住民への説明責任が果たせない。町長も失職するのであれば、議員も失職して、新市において新しい市議会議員を選ぶべき。

【参考法令関係】

□地方自治法（抜粋）

〔市町村議会の議員の定数〕

第91条 市町村議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- | | |
|------------------------|---|
| (1)人口2千未満の町村 | 12人 |
| (2)人口2千以上5千未満の町村 | 14人 |
| (3)人口5千以上1万未満の町村 | 18人 |
| (4)人口1万以上2万未満の町村 | 22人 |
| (5)人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 | 26人 |
| (6)人口5万以上10万未満の市 | 30人 |
| (7)人口10万以上20万未満の市 | 34人 |
| (8)人口20万以上30万未満の市 | 38人 |
| (9)人口30万以上50万未満の市 | 46人 |
| (10)人口50万以上90万未満の市 | 56人 |
| (11)人口90万以上の市 | 人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数（その数が96人を超える場合にあっては、96人） |

【省 略】

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例で定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

〔任期〕

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたため新たに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第258条及び第260条の定めるところによる。

〔人口の定義〕

第254条 この法律における人口は、官報で告示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

□市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

〔議会の議員の定数に関する特例〕

第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

【省 略】

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

〔議会の議員の在任に関する特例〕

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

□ 公職選挙法（抜粋）

〔地方公共団体の議会の議員の選挙区〕

第15条 【省略】

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもって選挙区とする。

【省略】

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

〔一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙〕

第33条 【省略】

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

〔設置選挙〕

第117条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。

□ 公職選挙法施行令（抜粋）

〔人口に比例しない議員の定数〕

第9条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないので定めることができる。

【行政事例】

○ 「人口に比例しない」で定める期間（昭和33年12月25日）

問 公職選挙法施行令第9条の規定は、新設合併の場合においては、設置選挙（その再選挙及び補欠選挙を含む）に限って適用すべきものと解されており又法の趣旨からも第2回以後の一般選挙は人口に比例しない議員の定数のまま執行することはできないと解するが如何。

答 お見込みのとおり